

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定有形民俗文化財として次のとおり指定する。

令和四年三月十八日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

種 類	名 称 及 び 員 数	所 在 地	所 有 者
有形民俗 文化財	横瀬の人形芝居舞台 一式	埼玉県秩父郡横瀬町大 字横瀬六千百十番地	若林新一郎